●平成28年度　就学援助実施状況

都道府県	市町村名	部署名	電話番号	ウェブサイト	Ⅰ　平成28年度　準要保護認定基準 ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い者、学食、給食等が著しく滞っている者または学用品、通学用品等に不自由していると考等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ 特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税（所得割又は均等割）課税額に一定の係数を掛けたもの	テ その他	ソ，タ又はチに○をした場合，係数（倍率），基準模擬及び目安額 係数（倍率）	基準模擬 課税所得等の分類	基準額の時期	目安額（年額）	ツに○をした場合，市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額 係数（倍率）	目安額（年額）	テに○をした場合，その他の基準の内容	その他（補足事項等）	平成27年度要保護・準要保護就学援助率
該当団体数		25	25	15	12	13	12	9	12	14	5	6	9	11	7	5	6	5	13	4	3	0	4					0	0	4	8	25
秋田県	秋田市	教育委員会学事課	018-888-5806	http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/sw/shugakuenjyo.htm		○	○		○					○					○					1.3	給与収入（税引き前）	3年前の年度	442					20%未満
秋田県	能代市	能代市教育委員会　教育部　学校教育課	0185-73-5281	http://www.city.noshiro.akita.jp															○					1.2未満	その他	その他	319				・課税所得等の分類は,給与所得控除後の金額としている。 ・基準額の時期は,平成25年度の生活保護基準額を使用している。	25%未満
秋田県	横手市	教育委員会 教育指導部 学校教育課	0182-32-2414	http://www.city.yokote.lg.jp/gakkokyoiku/page000064.html															○					1.3	その他	当該年度	348				給与等については収入額（給与収入,利子収入,配当収入,年金収入,その他雑収入）,自営業等については所得額（営業等所得,農業所得,不動産所得）,そのほかに非課税収入についても合算する（遺族年金,障害年金,養育費,恩給）。	10%未満
秋田県	大館市	大館市教育委員会　学校教育課　学事係	0186-43-7112	http://www.city.odate.akita.jp/															○					1.05	その他	当該年度	327				給与収入・年金収入等から勤労控除,社会保険料を控除した額	20%未満
秋田県	男鹿市	男鹿市教育委員会学校教育課学事指導班	0185-24-9101	http://www.city.oga.akita.jp																	○			1.05	その他	その他	269				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日	15%未満
秋田県	湯沢市	教育部学校教育課	0183-73-2162	http://www.city-yuzawa.jp/	○					○									○					1.2	課税所得	その他	315				平成24年度生活保護基準（平成24年12月末現在）	15%未満
秋田県	鹿角市	鹿角市教育委員会　総務学事課	0186-30-0291																		○			1.15	その他	その他	286				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日	20%未満
秋田県	由利本荘市	由利本荘市教育委員会学校教育課	0184-32-1330	http://www.city.yurihonjo.lg.jp/www/contents/1137558001551/index.html	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○					1.3	給与収入（税引き前）	前年度	376					10%未満
秋田県	潟上市	潟上市教育委員会教育総務課	018-853-5361	http://www.city.katagami.lg.jp/index.cfm/7,6418,31,130.html	○	○	○			○										○				1.2	給与収入（税引き前）	前年度	289					15%未満
秋田県	大仙市	大仙市教育委員会教育指導部教育指導課	0187-63-1111(内線341)	http://www.edu.city.daisen.akita.jp/~ky-jinkai/																○				1.3	給与収入（税引き前）	前年度	320					10%未満
秋田県	北秋田市	教育委員会学校教育課	0186-62-6617		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○			1.3	その他	その他	320				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日	15%未満
秋田県	にかほ市	にかほ市教育委員会学校教育課	0184-38-2266	http://www.city.nikaho.akita.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.2	その他	前年度	288			世帯の困窮状況により教育委員会が認めた者	給与所得・年金所得・その他収入	10%未満
秋田県	仙北市	教育委員会　教育総務課	0187-43-3382																○					1.3	給与収入（税引き前）	前年度	303					10%未満
秋田県	小坂町	小坂町教育委員会総務班	0186-29-2342	http://www.town.kosaka.akita.jp/index.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					1.3	課税所得	前年度	297					15%未満
秋田県	上小阿仁村	上小阿仁村教育委員会総務学校班	0186-60-9000		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1	課税所得	前々年度	227					20%未満
秋田県	藤里町	藤里町教育委員会	0185-79-1327	http://www.town.fujisato.akita.jp/																○				1.2	課税所得	前年度	364					10%未満
秋田県	三種町	三種町教育委員会事務局	0185-87-2115	http://www.town.mitane.akita.jp/life/detail.html?category_id=85&article_id=1	○		○		○	○				○	○	○	○															15%未満
秋田県	八峰町	教育委員会　学校教育課	0185-77-2816	http://www.town.happou.akita.jp/docs/2015091500634/																○				1.2	課税所得	当該年度	227					10%未満
秋田県	五城目町	五城目町教育委員会　学校教育課	018-852-5372																○					1	課税所得	前年度	207					15%未満
秋田県	八郎潟町	八郎潟町教育委員会教育課	018-875-5812		○	○	○	○	○	○			○	○				○					○							保護者が未就業,病気,災害等の特別な事情で経済的に困窮している者		5%未満
秋田県	井川町	井川町教育委員会	018-874-4424			○		○	○	○													○							世帯の状況及び年間所得等生活困窮度による。		10%未満
秋田県	大潟村	教育委員会　学校教育班	0185-45-3240			○				○									○					1.3	課税所得	前年度	253					10%未満
秋田県	美郷町	教育委員会教育総務課教育総務班	0187-84-4914	http://www.town.misato.akita.jp/shogakukin/832.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					1.3	給与収入（税引き前）	前年度	271					10%未満
秋田県	羽後町	羽後町教育委員会学校教育担当	0183-62-2111		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満
秋田県	東成瀬村	教育委員会	0182-47-3415		○	○	○	○	○	○			○	○	○		○						○							母子家庭,その他教育委員会が認めた者		10%未満

都道府県	市町村名	Ⅱ 就学援助制度の実施について																		Ⅲ 平成28年度準要保護就学援助額																																			
		就学援助制度の周知方法																		小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																			
		貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										ケに○をした場合,その内容	就学援助の認定時期等							（1）項目毎の援助額																																					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ			【基準】		【認定】					学用品費									体育実技用具費									新入学児童生徒学用品費等													
		教育委員会のウェブサイトに掲載	自治体の広報誌等に記載	就学案内の書類記載	入学時に学校で就学援助制度の書類配付	毎年度始時に学校で書類配付	各学校に対して書面周知	校園長向け説明会実施	保護者向け説明会実施	その他			次年度認定基準の時期	その他	当該年度・当初の認定時期	その他	当該年度・追加認定の有無	当該年度・追加認定の時期	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体数		12	10	2	12	17	18	0	0	9	9		25	8	25	0	25	25	0	0	0	1	1	1	24	24	0	0	0	0	3	11	11	11	0	0	0	0	0	0	1	1	1	23	23	0
秋田県	秋田市	○	○	○	○	○							前年度の11月		5月初旬		有	不定期（申請の都度）							○	11,420					○	24,683	1,650											○	20,470	
秋田県	能代市				○	○	○			○	庁舎内の窓口に就学援助制度の書類を設置		前年度の2月		5月初旬		有	申請書を受理した翌月初旬				○	13,260	12,660								○	13,010	0											○	20,300	
秋田県	横手市	○	○			○	○			○	新小学校1年生については,入学説明会の際に制度の書類を配布		前年度の2月		5月下旬		有	毎月初め							○	11,420				○																	○	20,470	
秋田県	大館市	○			○	○	○						その他	決定時期の取り決めはなし。変更がなければ更新。	6月中旬		有	申請期間は当初申請期間終了後（5月中旬）から2月末。認定日は受付月の翌月1日。							○	11,420					○	26,020	26,020											○	20,470	
秋田県	男鹿市	○			○	○	○						その他	決定時期の取り決めはなし。変更がなければ更新。	6月下旬		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
秋田県	湯沢市					○	○						その他	要綱改正時	4月		有	随時							○	11,420					○	26,020	22,815											○	20,470	
秋田県	鹿角市		○			○	○						前年度の3月		5月下旬		有	随時。申請書提出日の翌月1日で認定。追加認定は2月末申請まで。							○	12,000																					
秋田県	由利本荘市	○	○				○			○	春と秋に開催する市内小中学校の校長と事務職員対象の説明会時に制度変更点などを説明		前年度の3月		5月初旬		有	随時							○	11,420					○	26,020	20,650								○	20,470	20,470					
秋田県	潟上市	○			○	○							前年度の12月		4月		有	随時。認定日は申請月の翌月。							○	11,420																			○	20,470	
秋田県	大仙市	○	○		○		○						前年度の3月		5月初旬		有	申請した月の翌月							○	11,420					○	26,020	26,020											○	20,470	
秋田県	北秋田市						○			○	学校を通じて全児童生徒の保護者へ書面で周知		前年度の2月		6月中旬		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
秋田県	にかほ市	○	○				○						前年度の12月		4月		有	毎月初め							○	11,420																			○	20,470	
秋田県	仙北市		○				○			○	・仙北市のHPに就学援助制度について掲載 ・就学援助についてのお知らせを年一回小中学校全児童生徒へ2月に配布(新一年生は入学説明会等で配布) ・仙北市子育て支援ガイドブックに就学援助制度について掲載。		前年度の2月		4月		有	随時							○	11,420					○	26,020	26,020											○	20,470	
秋田県	小坂町	○	○			○				○	年長児の保護者に対し保育所等を通して書類を配布		前年度の3月		4月		有	毎月初め 随時。追加認定は2月末申請までとする。							○	11,100					○	30,800	25,750											○	19,900	
秋田県	上小阿仁村					○	○						その他	年度ごとに認定基準を変更していない	4月		有	随時							○	11,420				○															○	20,470	
秋田県	藤里町						○						前年度の3月		4月		有	随時							○	11,100				○															○	19,900	
秋田県	三種町	○				○							前年度の3月		4月		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
秋田県	八峰町	○	○		○	○							その他	定期的な見直し等は行っていない。	6月初旬		有	申請があった月の翌月の定例教育委員会で随時認定。追加認定は実質2月末申請までとなる。							○	11,420																			○	20,470	
秋田県	五城目町				○	○	○						前年度の2月		4月		有	5月から翌年1月末日まで随時受付。認定日は申請日の翌月の1日。							○	11,420						○	26,020	0											○	20,470	
秋田県	八郎潟町			○	○	○	○						前年度の12月		4月		有	追加申請があった日以降の教育委員会定例会（月例）において認定							○	11,420																			○	20,470	
秋田県	井川町				○	○							前年度の3月		4月		有	6月末							○	11,420																			○	20,470	
秋田県	大潟村									○	毎年6月頃,全児童生徒へ学校経由で制度案内と共に申請書を配付		その他	当該年度の6月	7月中旬		有	3月頃							○	11,420																			○	20,470	
秋田県	美郷町	○	○				○			○	就学時健診時,参加した保護者に制度説明		前年度の3月		5月初旬		有	随時							○	11,420					○	26,020	20,173											○	20,470	
秋田県	羽後町				○	○	○						その他	要綱のとおり	4月		有	随時（申請があった時）							○	11,420					○	26,020	26,020											○	20,470	
秋田県	東成瀬村				○	○	○			○	入学時,進級時は学校の判断による		その他	要綱により基準を設定している	5月初旬		有	随時							○	11,420																			○	20,470	

都道府県	市町村名	通学用品費								通学費								修学旅行費								校外活動費(宿泊を伴わないもの)								校外活動費(宿泊を伴うもの)								クラブ活動費							
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体数		0	0	0	1	1	1	21	21	0	5	5	0	1	1	1	0	0	0	15	15	0	6	6	6	4	4	0	3	3	0	8	8	8	7	7	0	2	2	0	9	9	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	秋田市							○	2,230		○	26,257								○	23,632											○	1,570	1,570							○	3,620	783											
秋田県	能代市				○	13,260	12,660				○	5,333								○	24,106																																	
秋田県	横手市							○	2,230		○	0								○	27,591											○	1,570	249							○	3,620	695											
秋田県	大館市							○	2,230														○	21,490	21,490																													
秋田県	男鹿市							○	2,230																	○	21,490								○	1,570																			
秋田県	湯沢市							○	2,230																	○	21,490					○	1,570	515							○	3,620	1,469											
秋田県	鹿角市																						○	18,000	18,000																													
秋田県	由利本荘市							○	2,230														○	21,000	21,000							○	1,550	580							○	3,570	1,290											
秋田県	潟上市							○	2,230											○	30,000														○	1,570								○	3,620										
秋田県	大仙市							○	2,230		○	0								○	28,000											○	1,570	1,550							○	3,620	3,570											
秋田県	北秋田市							○	2,230											○	25,000																																	
秋田県	にかほ市							○	2,230																	○	21,490					○	1,570	500							○	3,620	525											
秋田県	仙北市							○	2,230					○	39,290	0				○	28,000											○	1,570	1,570							○	3,620	3,620											
秋田県	小坂町							○	2,170		○	0								○	25,000								○	361								○	4,410																
秋田県	上小阿仁村							○	2,230											○	30,000																																	
秋田県	藤里町							○	2,170											○	26,000																																	
秋田県	三種町							○	2,230														○	21,190	21,190										○	1,550																			
秋田県	八峰町							○	2,230											○	27,139														○	1,570																			
秋田県	五城目町							○	2,230														○	21,190	21,190							○	1,570	1,570							○	3,620	0											
秋田県	八郎潟町																			○	30,000								○	0								○	8,000																
秋田県	井川町																									○	21,190																											
秋田県	大潟村							○	2,230											○	21,490														○	1,570								○	3,620										
秋田県	美郷町							○	2,230											○	28,377								○	300																									
秋田県	羽後町							○	2,230														○	21,490	21,490										○	1,570							○	3,620	3,620										
秋田県	東成瀬村							○	2,230											○	13,000														○	1,550																			

都道府県	市町村名	生徒会費									PTA会費									家庭学習費（参考書等購入費）									（2）補足事項　その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数		0	0	0	5	5	5	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
秋田県	秋田市				○	4,570	1,992																						・平均額は,予算単価を計上 ・体育実技用具費について,実費はスキー用具レンタル代,上限額はスキー用具購入代
秋田県	能代市																												・通学用品費は「学用品費および通学用品費」という形で支給 　学用品費・通学用品費を合わせた上限額が,13,260円／年 ・体育実技費は,授業でスキーを行う場合に実費支給 　学年,限度額に制限があり,学校で斡旋していない場合は限度額を支給
秋田県	横手市				○	300	204							○	2,400	2,140													通学費は支給対象費目であるが実績なし
秋田県	大館市																												
秋田県	男鹿市				○	4,570	1,835																						
秋田県	湯沢市				○	4,570	0							○	3,380	1,949													
秋田県	鹿角市																												
秋田県	由利本荘市																												「支給平均額」欄は,27年度の実績額
秋田県	潟上市																												
秋田県	大仙市				○	4,570	300							○	3,380	2,400													・支給平均欄は,平成28年度予算計上額を記入 ・通学用品費は,2～6年生が対象であり,1年生については新入学用品費に含んでいる
秋田県	北秋田市																												
秋田県	にかほ市																												
秋田県	仙北市																												
秋田県	小坂町																												体育実技用具費（上限） 　小1～3　20，700円 　小4～6　30，800円
秋田県	上小阿仁村																												修学旅行費については28年度に計上した予算
秋田県	藤里町																												修学旅行費・平成27年度当初予算による
秋田県	三種町																												
秋田県	八峰町																												
秋田県	五城目町																												・体育実技用具費は実績なし ・校外活動費（宿泊なし）の対象学年は１～４学年である ・校外活動費（宿泊あり）は実績なし
秋田県	八郎潟町																												校外活動費(宿泊を伴わないもの)については,対象費目があっても実績がない
秋田県	井川町																												
秋田県	大潟村																												
秋田県	美郷町																												・体育実技用具費について 　小学校1年～3年までのうち1回,4年～6年までのうち1回,小学校在学中に2回の援助が受けられる ・体育実技用具費,校外学習費の支給平均額は27年度の実績額
秋田県	羽後町																												
秋田県	東成瀬村																												

2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費用毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費									体育実技用具費									新入学児童生徒学用品費等									通学用品費									通学費									修学旅行費								
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体数		0	0	0	1	1	1	24	24	0	0	0	2	13	13	13	0	0	1	0	0	0	1	1	1	23	23	0	0	0	0	1	1	1	21	21	0	5	5	1	1	1	1	0	0	0	15	15	0	6	6	6	4	4	0
秋田県	秋田市							○	22,320					○	7,510	4,000										○	23,550								○	2,230		○	8,592								○	80,719							
秋田県	能代市				○	25,740	24,729							○	13,010	0										○	23,700					○	25,740	24,729				○	6,000								○	82,617							
秋田県	横手市							○	22,320				○													○	23,550								○	2,230		○	0								○	70,920							
秋田県	大館市							○	22,320					○	37,340	0										○	23,550								○	2,230													○	57,590	57,590			
秋田県	男鹿市							○	22,320																	○	23,550								○	2,230																	○	57,290	
秋田県	湯沢市							○	22,320					○	37,340	28,670										○	23,550								○	2,230																	○	57,590	
秋田県	鹿角市							○	24,000																																									○	50,000	50,000			
秋田県	由利本荘市							○	22,320					○	37,340	2,459							○	23,550	23,550										○	2,230													○	55,000	55,000			
秋田県	潟上市							○	22,320																	○	23,550								○	2,230										○	90,000							
秋田県	大仙市							○	22,320					○	7,510	5,500										○	23,550								○	2,230		○	31,764								○	78,000							
秋田県	北秋田市							○	22,320					○	7,510	7,300										○	23,550								○	2,230											○	90,000							
秋田県	にかほ市							○	22,320					○	7,510	4,700										○	23,550								○	2,230																	○	57,590	
秋田県	仙北市							○	22,320					○	37,340	37,340										○	23,550								○	2,230					○	79,410	0				○	70,000							
秋田県	小坂町							○	21,700					○	7,300	4,700										○	22,900								○	2,170		○	39,620								○	78,769							
秋田県	上小阿仁村							○	22,320																	○	23,550								○	2,230											○	77,634							
秋田県	藤里町							○	22,700				○													○	22,900								○	2,170											○	100,000							
秋田県	三種町							○	22,320					○	7,510	7,510										○	23,550								○	2,230													○	57,290	57,290			
秋田県	八峰町							○	22,320																	○	23,550								○	2,230											○	80,315							
秋田県	五城目町							○	22,320					○	7,510	7,510										○	23,550								○	2,230													○	57,290	57,290			
秋田県	八郎潟町							○	22,320																	○	23,550																				○	89,500							
秋田県	井川町							○	22,320																	○	23,550																											○	56,370	
秋田県	大潟村							○	22,320																	○	23,550								○	2,230											○	57,590							
秋田県	美郷町							○	22,320										○							○	23,550								○	2,230											○	75,103							
秋田県	羽後町							○	22,320					○	7,510	7,510										○	23,550								○	2,230													○	57,590	57,590			
秋田県	東成瀬村							○	22,320																	○	23,550								○	2,240				○						○	54,000							

都道府県	市町村名	校外活動費(宿泊を伴わないもの)									校外活動費(宿泊を伴うもの)									クラブ活動費									生徒会費									PTA会費									家庭学習費(参考書等購入費)									(2)補足事項 その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数		3	3	0	8	8	8	6	6	0	2	2	0	9	9	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	5	5	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
秋田県	秋田市				○	2,270	2,270							○	6,100	2,072																○	5,450	4,901																							・平均額は,予算単価を計上 ・体育実技用具費について,実費はスキー用具レンタル代,上限額は柔道着購入代
秋田県	能代市																																																										・通学用品費は「学用品費および通学用品費」という形で支給 学用品費・通学用品費を合わせた上限額が25,140円／年 ・体育実技費は,授業でスキー を行う場合に実費支給 学年,限度額に制限があり,学校で斡旋していない場合は限度額を支給 柔道着は市費で購入し,各校へ配付のため支給なし
秋田県	横手市				○	2,270	2,156							○	6,100	0																○	2,400	2,168							○	2,100	1,852													通学費および校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給対象費目であるが実績なし
秋田県	大館市																																																										体育実技用具費は支給実績なし
秋田県	男鹿市							○	2,270																							○	5,450	2,633																								
秋田県	湯沢市				○	2,270	1,606							○	6,100	4,243																○	5,450	1,367							○	4,190	2,729													
秋田県	鹿角市																																																									
秋田県	由利本荘市				○	2,240	259							○	6,010	803																																										「支給平均額」欄は,27年度の実績額
秋田県	潟上市							○	2,270								○	6,100																																								
秋田県	大仙市				○	2,270	2,240							○	6,100	6,010																○	5,450	1,000							○	4,190	2,600													・支給平均額欄は,平成28年度予算計上額を記入 ・体育実技用具費については,柔道着の場合は上限額7,510円,スキーの場合は上限額37,340円 ・通学用品費は2～3年生が対象であり,1年生については新入学用品費に含んでいる
秋田県	北秋田市																																																									
秋田県	にかほ市				○	2,270	0							○	6,100	3,000													○	500																											
秋田県	仙北市				○	2,270	2,270							○	6,100	6,100																																								
秋田県	小坂町	○	3,161								○	13,313																																												
秋田県	上小阿仁村																																																								
秋田県	藤里町																																																								修学旅行費:平成27年度当初予算による
秋田県	三種町							○	2,240																																																
秋田県	八峰町							○	2,270																																															
秋田県	五城目町				○	2,270	1,733							○	6,100	533																																								・体育実技用具費は,予算計上した単価である ・校外活動費(宿泊なし)の対象は第1学年である ・校外活動費(宿泊あり)の対象は第2学年である
秋田県	八郎潟町	○	0								○	10,000																																													校外活動費(宿泊を伴わないもの)については,対象費目があっても実績がない
秋田県	井川町																																																								
秋田県	大潟村							○	2,270								○	6,100																																							
秋田県	美郷町	○	1,200																																																					・体育実技用具費について スキー用具　上限額　37,340円　　柔道着 4,000円 中学校在学中にスキー用具または柔道着のいずれか一方のみの援助を受けることができる ・校外学習費の支給平均額は27年度の実績額
秋田県	羽後町							○	2,270					○	6,100	6,100																																								
秋田県	東成瀬村																																																								通学費についてはバス定期券を現物支給している